○厚生労働省告示第二十三号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）附則第六条第一項第一号ロの規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率を次のように定める。

平成二十九年一月三十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率

平成二十九年度に適用されるべき平成二十二年度以降調整基礎率は、同年度における最高第一号都道府県単位保険料率から同年度における第一号平均保険料率を控除した率に五・八を乗じて得た率を十で除して得た率とする。

○農林水産省告示第百五十七号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号ロ、第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十号（農作物基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月三十日　農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び北海道庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十号の規定は、水稲については平成二十九年産、麦については平成三十年産のものに係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとする。

○農林水産省告示第百五十八号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の七第三項、第四項第一号及び第二号並びに第百二十三条第一項第二号の二口の規定に基づき、平成二十八年一月二十六日農林水産省告示第百七十三号（収穫基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月三十日　農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課並びに北海道庁、福島県庁及び静岡県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十八年一月二十六日農林水産省告示第百七十三号の規定は、りんご及びかきについては平成三十年産（昭和六十一年一月二十三日農林水産省告示第百三十七号（農業災害補償法の規定に基づき特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹等につき農林水産大臣が定める期間を定める等の件）第三号及び第四号に掲げる果樹に係る収穫共済（以下「短縮方式による収穫共済」という。）にあっては、平成二十九年産）、かんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）については平成三十一年産（短縮方式による収穫共済にあっては、平成三十年産）のものに係る共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとする。

○経済産業省告示第七号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年一月三十日　経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名	登録番号	氏名
416005	三輪　祐介	416006	三木　隆
416007	南橋　俊	416008	北岡　正英
416009	塚田　達弥	416010	新久保良太
416011	松田　大	416012	深浦　悠希
416013	有馬　誠生	416014	柳橋　尚智
416015	月谷　博信	416016	池川　香織
416017	金子　陽輔	416018	村上　宣貴
416019	勝毛　孝志	416020	渡邊　裕貴
416021	小林　正徳	416022	小熊　崇史
416023	齊藤　達也	416024	安永　大輔

○経済産業省告示第八号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十九年一月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年一月三十日　経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	（変更前）	（変更後）
413516	松井　美江	田中　美江
413579	山下　恵	味岡　恵

○経済産業省告示第九号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年一月三十日　経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名	登録番号	氏名
403850	岩本　啓	404144	池田　一生
409360	浦野　将幸	409464	遠藤　琢郎
409619	菅　智	409628	小路　俊介

○経済産業省・環境省告示第一号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第三条の規定に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第三条の規定に基づく同条第一号から第四号までに掲げる事項（平成五年十月環境庁・厚生省・通商産業省告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年一月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

環境大臣　山本　公一

○経済産業省告示第十号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成二十九年一月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年一月三十日　経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
213196	山名　欽也

○経済産業省告示第十一号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十九年一月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年一月三十日　経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
210233	黒田　昌史

○経済産業省告示第十二号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十九年一月四日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年一月三十日　経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名	登録番号	氏名
409634	高山　賢二	409639	梶間　敦